

建設水道常任委員会

令和6年6月10日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎小城 世督	○井上 卓也	齋藤 文夫
伴 吉晴	横田 敏文	木澤 正男
中川 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
総 務 部 長	西巻 昭男	都市建設部長	上田 俊雄
建設農林課長	手塚 仁	同 課 長 補 佐	田中 弘二
同 課 長 補 佐	乾 裕貴	都市創生課長	福居 哲也
同 課 長 補 佐	上田 和弘	同 課 長 補 佐	田口三十士
同 課 長 補 佐	竹山 潔	同 係 長	菅田 修久
上下水道課長	岡村 智生	同 課 長 補 佐	平本 吉男

3. 会議の書記

議会事務局長	福田 善行	同 係 長	吉川 也子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 井上委員、齋藤委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

先の全員協議会で、建設水道常任委員会の委員構成が変わりました。

私、この1年間委員長を務めさせていただきます、小城と井上副委員長ともどもよろしく願いいたします。

初めに町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名します。

署名委員に井上委員、齋藤委員のおふたりを指名します。おふたりには、よろしく願います。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しているとおりとなります。

初めに、1. 継続審査を議題といたします。

（1）都市基盤整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。
福居都市創生課長。

都市創生
課長

おはようございます。

それでは、継続審査、都市基盤整備事業に関することについて報告いたします。

はじめに、いかるがパークウェイの整備に伴う国の予算についてであります。令和6年度の当初予算における国直轄事業の事業計画が、4月26日に、公表されました。この中で、いかるがパークウェイ整備に関する予算として、前年度と同額の5億円が計上され、その事業内容は、五百井・興留区間における工事費や調査設計費等が示されております。

来年度以降も、継続的な事業促進のための予算を確保いただけるよう、国及

び県に対しまして、積極的な要望活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、五百井・興留区間の工事の進捗についてであります。

資料1をお願いします。まず、令和5年度発注工事として、緑色で示しております、町道404号線から東へ約200mの区間につきましては、令和6年3月29日までを工期として工事が進められておりましたが、工程を精査された結果、工期を6月3日まで延長され、同日付で工事が完了しております。また、その東側の橙色で示しております、イツボ川までの約100mの区間につきましては、9月13日までの工期となっており、こちらは現在、準備工が進められております。

次に、令和6年度発注工事として、青色の丸で囲んでおります、イツボ川の河川部分につきましては、今年度の秋以降に、新たに函渠工事に着手される予定であることを確認しております。

次に、埋蔵文化財の発掘調査につきましては、2月の当委員会でも報告いたしました。令和4年度発掘区間から遺物等が出土したことにより、その範囲内の、赤色で示しております区間について再調査することとなっており、現在、発注に向けた準備を進めているところであります。

以上、継続審査、都市基盤整備事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
齋藤委員。

齋藤委員 さきほど、令和6年度、5億円とありましたけど、この5億円というのは、イツボ川の改修工事だけで5億円ということでしょうか。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生課長 イツボ川の工事のほか、その他この区間内におけます設計調査費等も含まれております。

齋藤委員 この区間といいますと、赤色までの間の区間ということでしょうか。

都市創生課長 こちらの調査区域につきましては、この区間、全てが範囲となっております。電線共同溝とか、そういったものも設計工事に含まれておりますので、今現在、そこの工事は全く着手されておられませんので、そのあたりの設計調査費も含まれております。

齋藤委員 もう1回、戻りますけれども、オレンジ色のところは、まだ舗装はされてなくて、側溝だけが終わったということで、よろしいのでしょうか。それともどのへんの工事まで、このオレンジ色は終わったのか、教えてもらえませんかでしょうか。

都市創生課長 今、工事が終わっておりますのは、この緑色の区間の、西側の令和4年度工事区間の、この緑色の区間というところですが、この区間の地盤改良と、また、道路の端のところに擁壁を設置しておりますので、その排水溝工事等が完了した段階でありまして、この橙色の区間につきましては、現在、準備工ですので、この工事区間内で、工事が始まっているというわけではございません。今後、始まっていくということでございます。

齋藤委員 さきほど、令和6年9月13日までで終わりますということで。それが、これから始めますと言う意味でよろしいのでしょうか。

委員長 橙色の区間につきましては、こちら、表記しておりますのは、2月2日からとなっておりますんですが、現在、準備工でございまして、工事に先立ち、事前の調査ですとか、資機材の調達、設計調査等を行っておるところでございまして、現在の工事現場としては、まだ動いていないところでございます。

委員長 木澤委員。

木澤委員 以前にもお聞きしたと思うんですけど、県道との取り付け部分について、

地元の方からいろいろ要望が出ていて、前回聞いた時はまだ、協議中っていつてはったと思うんですけど、それは決着はついたんでしょうかね。なにか、情報、聞いていますか。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生課長 現在、国のほうで幅杭の設置等について、依頼するために、地元、地権者に入っているところと聞いておりますが、一部地権者との話し合いが、交渉難航していると聞いておまして、まだ、調査については、完了していないところでございます。

委員長 ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員 この発掘調査の区間、赤の斜線を引かれてしてるんですけども、出てきたもので、発掘調査のレベルというのが、今までいろいろ全面になったり、ポイントであったり、いろいろあるんですけども、今回のこの発掘調査の再調査については、どのレベルでどれくらいの期間を考えられるか教えてください。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生課長 一部区間を拡張して発掘すると聞いておまして、全面ではないということで聞いております。ですので、今年度には終わる見込みということで確認しているところでございます。

委員長 中川議長。

議長 木澤委員の質問にもあったけど、県道の交差点、地権者と交渉に入っているということは、国が想定している形ってあると思うねんやんか、それなかったら地権者と交渉できひんと思うから。その交差点の形を示せるような図面とい

うのは、提示してもらわれへんの。国から。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生 今、国のほうでやっておりますのが、各地権者との話し合いで、幅杭の設置
課長 をしているところでございます。ですので、その幅杭の設置をしたのちにです
ね、また、なか測りまして、そこから、きっちりとした図面をつくると聞いて
おります。現在のところは、あくまで簡易的なものということで聞いておりま
すので、まだ、表には出せないものということで確認をしております。

委員長 そのほかございませんでしょうか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わ
ります。

次に、2. 各課報告事項を議題とします。(1) 令和5年度斑鳩町文化振興
センター指定管理者事業報告について、理事者の報告を求めます。

福居都市創生課長。

都市創生 それでは、令和5年度斑鳩町文化振興センター指定管理者事業報告につ
課長 て、報告させていただきます。資料2をお願いします。

斑鳩町文化振興センターにつきましては、公益財団法人斑鳩町文化振興財団
を指定管理者とし、管理運営を行っております。

斑鳩町文化振興財団の令和5年度の事業報告については、本会議初日に報告
させていただいたところでございますが、本日は、指定管理者の事業報告につ
いて説明させていただきます。

はじめに、資料の1ページ、令和5年度の施設管理運営費についてでありま
す。

まず、1の収入の部といたしまして、指定管理料収入、使用料収入、また、令和5年度では、その他収入として、文化庁の文化芸術振興費補助金などを受け入れており、収入合計は1億2,639万2,858円となっております。

使用料収入につきましては、前年度と比較し192万3,884円の増となっており、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類に移行され、大ホールと小ホールの施設使用状況は、コロナ禍前の水準に回復しております。

次に、2の支出の部についてであります。支出合計としましては、一番下の行になりますが、1億2,234万8,662円であり、前年度と比較し、342万8,729円の増となっております。

主な増加要因としましては、施設利用件数の増加や電気料金の上昇などに伴う光熱水費の増となっております。

次に、3の収支差額につきましては404万4,196円となっており、この指定管理料収益額については、文化振興財団補助金に充当し、精算を行っております。

次に、裏面の2ページをお願いします。こちらでは、施設の利用状況を示しており、1の利用区分別では、1日のうち、午前、午後、夜間の3区分の利用件数で集計した利用状況であり、2の利用日数別では、午前、午後、夜間の少なくとも1区分以上の利用があった日数で集計した使用状況となっております。

まず、1の利用区分別では、施設全体の数値を説明させていただきますと、一番下の行の総合計の欄になりますが、左から三つ目利用件数、C欄で、3,679件のご利用があり、利用率は、真ん中ぐらいの「全体」で、40.4%となっております。前年度と件数で比較しますと7.0%の増であります。

次に、2の利用日数別では、同様に施設全体で説明させていただきますと、一番下の行の総合計の欄になりますが、左から三つ目利用日数、C欄で、1,979件のご利用があり、利用率は、右隣の欄で65%となっております。前年度と日数を比較しますと8.1%の増であります。

以上、令和5年度斑鳩町文化振興センター指定管理者の事業報告とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
齋藤委員。

齋藤委員 収入の部の、「その他収入」が、令和5年度、前年度と比べて、300万ほど減っているというのは、どんな理由か教えてもらえませんか。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生課長 まず、令和4年度の412万5,622円のうち、400万につきましては、町からのコロナ対策の補助金となっております、この4年度の400万が多いことから、令和5年度は300万の減となったところでございます。
令和5年度の108万6,307円の内訳としましては、さきほど、説明で申しあげました、文化芸術振興費補助金で60万程度、また、IT導入補助金で30万程度となっているところでございます。

齋藤委員 あと、もうひとつ、裏面でですね、さきほど、令和5年度、7%増と申すけれども、これは、コロナ明けて、7%増えたのか、もしくは、あんまりコロナの影響は無かったんだけれども、コロナは関係なかったんだけれども、コロナ関係無くして7%増えたのか、そのへんの分析というのは、どう考えておられますでしょうか。

都市創生課長 この資料にございますとおり、大ホールで、17.8%というのが、大きな伸び、あと、ほかにも和室というのがあるんですけども、こちらの伸びから考えますと、おそらく大人数が集まるイベントが増えたということで、コロナ禍の影響がおさまったことによるものではないかと分析しているところでございます。

委員長 そのほかよろしいでしょうか。 伴委員。

伴委員 利用区分別の、裏面になりますね、一番下の茶室ですねんけれど、斑鳩なら

では、ホールに茶室があると。ただ、今回、伸び率が△で、約13%減と、際立って減になっている、もともと利用者が少ないから、数字が表れやすいのかなと思うんですけども、なんか原因とかいうのがあれば教えてください。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生課長 茶室の利用につきましては、茶道の活動団体の利用が主となっていると思われるんですけども、その団体の活動日数が減ったことによるものではないかと想像しているところでございます。

伴委員 町としては、この茶室というのは、必要なものという、斑鳩としては、和室もあるんですけども、またそこに茶室があると。このあたり、部長、どんなかんじで、茶室というのは必要なものかどうかというのは、どう考えておられるか、意見があれば、教えてください。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設部長 以前より、茶道をやられている団体が、活動が活発だったという話は、斑鳩町としても喜ばしいことで、今後、いろんな場面で、茶道をですね、普及するという観点でも、今後利用を促進させるような活動もしくは、啓発を、財団のほうでしていただきたいというふうに考えているところでございます。

委員長 木澤委員。

木澤委員 コロナもあけてということで、これから多くの方にホールを利用いただかないとあかん状況になってきているんですけど、以前から運営の工夫っていうんですかね、を求められてきている中で、その戦略的にどうやって集客を増やしていこうと考えてはるのかとか、そのへんのところは財団のほうと町とで、どんな話をされているんでしょうか。

委員長

福居都市創生課長。

都市創生
課長

いかるがホールの運営につきましては、極力、この利用率を上げていくってところが重要な課題ではないかということで思っておりまして、財団のほうにおきましてもですね、昨年度から、大ホールにはスタンウェイピアノというのがございまして、かなりこれが高級なピアノで、なかなか弾けないということもございまして、それが1台あるということですので、その体験講座を昨年から実施されており、好評であるというふうに聞いております、そのような取り組みを今年度につきましても、新たにやっていくということですか、昨年度、Wi-Fiの工事させてもらいましたので、インターネットを活用したものについても、今後増やしていくというような方針で、利用率を上げていってはどうかというような話は財団と話しているところでございます。以上です。

木澤委員

これ、見せていただくと、町外の方の利用のほうがいぶ多いということで、情報発信についても、ホームページでは、掲載は当然されていると思えますけれども、町内の方に発信していく、工夫が必要かなというふうに思いますので、また、それについては、今後、財団のほうと協議していただいて、さきほどおっしゃっていただいたように、利用率を上げていっていただきますようお願いをしておきます。

委員長

中川議長。

議長

これ、1点教えておいて欲しいねんけど、410万光熱水費上がっとなんねんけども、この中で、電気の割合ってどれくらい占めているんやろ。

委員長

福居都市創生課長。

都市創生
課長

電気代につきましては1,770万円で、光熱水費の内訳が、電気と水道になっておりまして、電気がそのうち1,770万円程度、水道は120万円程度となっているところでございまして、ほとんどが電気代というところでござ

います。

議 長

この前、テレビの報道みてたら、6月の使用料、今月の使用料から46%関電で値上げになるということ発表しておってんけど、それでいったら、また、令和6年度の6月以降で、電気代だいぶ上がる計算になると思うねんけど、ここらは、財団で手の打ちようっていうのはないわな、上がったもんは、しゃあないねんな。どれくらいになるねんやろな。それは、分からんな。46%あがるっていうてるねん。それは、関電やけどな。財団の電気は、どこから、町は違うところから買うてんねんやんな。

都市創生
課長

以前は入札によって、電気調達しておったんですが、昨年度からにつきましては、関西電力となっているところでございます。

議 長

かなりの、1.5倍くらいになる計算になるから、そこら対策できることがあれば、よろしく願いしておきたいなど、そのように思います。

委員長

齋藤委員。

齋藤委員

収支差額、一番下の欄なんですけれども、ちょっとわからないんで、教えてほしいんですけれども、指定管理料収益額は、文化振興財団補助金に充当と書かれてますけれども、これは、具体的には、どこに入って、文化振興財団の中の、資産としてなってくるのか、もしくはこれは別の形でもって、また町に返ってくるのか、そのへんのところ教えてもらえますでしょうか。

委員長

福居都市創生課長。

都市創生
課長

この収支差額につきましては、指定管理者制度を活用しておりますので、基本的にはこちらの財団の収入になるということとなっております。財団のほうにつきましては、町の補助金で運営されている団体でありますので、こちらの黒字分が、入った分が、町からの補助金が不要になることで、この400万円

分につきましては、財団の補助金の不用額として、その不用額に含まれて町のほうで収入しているところがございます。

委員長 ほかにございませんか。

 (な し)

委員長 次に、(2) 令和5年度斑鳩の里観光案内所(法隆寺iセンター)及び斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者事業報告について、理事者の報告を求めます。
福居都市創生課長。

都市創生課長 それでは、令和5年度斑鳩の里観光案内所(法隆寺iセンター)及び斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者事業報告について報告させていただきます。資料3をお願いします。

斑鳩の里観光案内所及び斑鳩町観光自動車駐車場につきましては、一般社団法人斑鳩町観光協会を指定管理者とし、施設の管理運営を行っておりまして、その事業報告について説明させていただきます。

はじめに、資料の1ページ、令和5年度の施設管理運営費についてであります。

まず、1の収入の部といたしまして、指定管理料収入と利用料収入、こちらは法隆寺iセンター2階の多目的ホールのみであります。合わせまして、収入合計は2,151万5,627円となっております。

利用料収入につきましては24万8千円となっており、前年度と比較し、1万8千円の増となっております。

次に、2の支出の部についてであります。支出合計としましては、一番下の行になりますが、2事業分を合わせまして2,146万3,888円であり、前年度と比較し230万7,034円の増となっております。

主な増加要因としましては、法隆寺iセンターにおいて、臨時職員の人件費の増、電気料金の上昇などに伴う光熱水費の増、非常用照明の修繕等に伴う修繕費の増となっております。

次に、3の収支差額につきましては、5万1,739円となっており、この指定管理料収益額については、観光協会補助金に充当し、精算を行っております。

次に、裏面の2ページをお願いします。こちらでは、施設の利用状況を示しており、1の斑鳩の里観光案内所（法隆寺iセンター）月別入場者内訳では、法隆寺iセンターへの入場者内訳を月別で集計した利用状況であり、2の多目的ホール月別利用回数では、法隆寺iセンター2階の多目的ホール利用回数を月別で集計した利用状況となっております。

まず、1の法隆寺iセンターの月別入場者内訳では、一番下の行の合計欄のところで、令和5年度の入場者数は76,260人であり、前年度と比較しますと14.3%の増となっております。内数をみますと、特に、外国人入館者の伸びが大きく、訪日外国人観光客がコロナ禍から回復していることがあらわれております。

次に、2の多目的ホール月別利用回数では、一番下の行の合計欄のところで、左から二つ目の令和5年度の利用回数で190件のご利用があり、前年度と比較しますと11.1%の増となっております。

以上、令和5年度斑鳩の里観光案内所（法隆寺iセンター）及び斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者の事業報告とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
齋藤委員。

齋藤委員 収入の部の、この指定管理料収入、150万ほど増えているというのは、この理由は为什么呢。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生課長 こちらの収入の部が増えた理由としましては、支出の部の増加が影響しているものでございまして、その内訳としましては、まず人件費で87万6千円程

度増えているのですが、こちらは臨時職員が増えたことによる人件費の増でございませう。あと、説明でも申しあげましたように、光熱水費で、電気代の増がございまして40万5千円の増、また、修繕費でも、説明でも申しあげましたように、非常用照明設備の修理ございまして、その影響により50万9千円程度増加しているところございまして、こちらの影響によりまして、指定管理料収入が増えたということございませう。

委員長 ほかにございませうか。

(な し)

委員長 次に、(3)水道料金不納欠損処分について、理事者の報告を求めませう。
岡村上下水道課長。

上下水道 それでは、令和5年度水道料金不納欠損処分について、ご報告させていただきます。資料4をご覧ください。
課長

民法の規定に基づいて、令和5年度において水道料金の不納欠損処分を行ったものについてご報告するものでございませう。

(1) 令和5年度不納欠損処分事由別内訳でございませうが、令和5年度では、令和6年3月31日付で民法の規定に基づき、徴収することができなくなった水道料金について、水道使用者実人数で7人、41,796円の不納欠損処分を行いました。不納欠損とした事由でございませうが、民法第173条第1号の規定による消滅時効でございませう。

これらの不納欠損処分を行った者に対しまして、滞納が発生した時から納入の督促、催告や給水停止を行ってまいりましたが、納入がないまま時効が成立し、徴収権が消滅となりましたことから、不納欠損処分を行ったものでございませう。

次に(2) 令和5年度不納欠損処分年度別内訳でございませう。今回、不納欠損処分いたしました年度別の水道使用者と水道料金の内訳を示しております。時効が到来したものを年度末に一括で処理していますことから、対象年度は令

和2年度から令和3年度分となっております。

次に、資料の裏面でございます。（3）不納欠損処分の推移といたしまして、過去5年の不納欠損処分を行った水道使用者の実人数と料金の推移をお示しております。水道料金の不納欠損処分につきましては、水道事業の公正な運営の観点からも適正な処理に努めていきたいと考えております。

以上、令和5年度水道料金不納欠損処分についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
齋藤委員。

齋藤委員 不納欠損しました7人といいますのは、住んでないからこのようになったのでしょうか。それとも、住んでおって、水道使わなかったということでしょうか。

委員長 岡村上下水道課長。

上下水道課長 内訳でございますが、ひとりはず死亡されたことからの不納欠損分と、そのほかは一般的には、共同住宅ですね、住んでおられる方が移転して、そのまま払われない方が出て行って、催告とかしても徴収できないといったところでございます。

委員長 中川議長。

議長 さっき、課長、給水停止しても収入がないため不納欠損って行ってんけど、給水停止したままで、止めたままで、それでも、支払なしで、だから停止したら出ていかはんのかな。

委員長 岡村上下水道課長。

上下水道課長 不納欠損処分の場合は、給水停止、出ていっておられるので、給水停止してもそのまま、ってところです。

議長 出ていかはってから、給水停止しているの。斑鳩町に住んでいて、滞納が発生した時に、給水停止したんじゃないねんな、ほんなら。

上下水道課長 そうですね。ここで給水停止して、そのあと、その前に出ていっておられるんで、停止したために、そこからは停止した状態ということになってます。

議長 それ、出ていってはるところ止めたら給水停止っていうのか。それ、住んでる時に、滞納が発生したから給水停止して、話し合いするっていうのが、だいたい順序やろ。出ていかはってから止めたなんて、それ普通の話やろ。そんなん、給水停止って言わへんやろ。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時34分 休憩)

(午前9時36分 再開)

委員長 再開します。 岡村上下水道課長。

上下水道課長 今回の不納欠損処分につきましては、通常、滞納されましたら、一旦、止めたりして、給水停止もしているところですが、今回は、その後出られて、連絡がなかったりした場あにつきましては、給水停止をして、不納欠損処分となっているところあございます。

委員長 木澤委員。

木澤委員 前も確認させてもらったんですけども。一旦止めて、すぐに払いにきはる場合は命に別状ないと思うんですけども、払いにきはらへんかった場合、ず

っと止めていると命にかかわってしまうので、町はそんな対応されていないと思うんですけども、そこだけもう一回確認させてもらえますか。

委員長 岡村上下水道課長。

上下水道課長 現在の事例では、当然、連絡とかとりまして、話をさせていただいている状態なんで、基本的には住んでおられる状態で、ずっと止まったままというのは、現在のところはそういった状況は、ございません。

委員長 そのほかはございませんでしょうか。

(な し)

委員長 それでは、(3)については以上で閉じさせていただきます。

次に、(4)下水道使用料不納欠損処分について、理事者の報告を求めます。岡村上下水道課長。

上下水道課長 それでは、令和5年度下水道使用料不納欠損処分について、ご報告させていただきます。資料5をお願いいたします。

地方自治法の規定に基づいて、令和5年度において下水道使用料の不納欠損処分を行ったものについてご報告するものであります。

(1) 令和5年度不納欠損処分事由別内訳でございますが、納入義務者実人数で3人、金額で8,310円の不納欠損処分を行いました。

不納欠損処分とした事由でございますが、地方自治法第231条の3第3項の規定による消滅時効でございます。

そのうち、地方税法第15条の7第4項 滞納処分の停止が3年間継続し、納付・納入義務が消滅するもの1件、地方税法第15条の7第5項 処分する財産がなく滞納処分の執行を停止した場合において徴収金を徴収できないことが明らかである場合、直ちに納入義務を消滅させるもの2件となっております。

(2) 令和5年度不納欠損処分年度別内訳でございますが、今回、不納欠損

いたしました年度別の納入義務者数と下水道使用料の内訳を示しております。

次に資料の裏面でございます。（3）不納欠損処分の推移といたしまして、過去5年の不納欠損処分を行った下水道使用料納入義務者の実人数と料金の推移をお示ししております。

下水道使用料の不納欠損処分につきましては、下水道事業の公正な運営の観点からも適正な処理に努めていきたいと考えております。

以上、令和5年度下水道使用料不納欠損処分についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
木澤委員。

木澤委員 下水道料金って、水道料金と一緒に請求されると思うんですけども、件数が違ってくるのは、どういうあれなんですか。

委員長 岡村上下水道課長。

上下水道 課長 まず、水道の不納欠損処分ですけども、民法上の規定に、企業会計なので、なってますことから、2年ということになってまして、下水道のほうは、地方自治法の導入になりますので、5年ということになっております。また、水道のほうにつきましては、今回は対象となっていませんけど、今後、昨年度に5年になるという改正がされましたことから、今後は、同じような年代になってくるかなというところでございます。

木澤委員 これ、一番下、累計じゃないんですね。なんでこれ、うえ2つゼロやのに、下だけ件数あるのかなと思ったけれど。

上下水道 課長 累計ではなく、それぞれの内訳となっております。

委員長 よろしいでしょうか。

(な し)

委員長

それでは、この件、閉じさせていただきます。次に、(5)斑鳩の里観光案内所(法隆寺iセンター)及び斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者の選定手続き(案)について、理事者の報告を求めます。

福居都市創生課長。

都市創生
課長

それでは、斑鳩の里観光案内所(法隆寺iセンター)及び斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者の選定手続き(案)について、ご報告申しあげます。

資料6をお願いします。斑鳩の里観光案内所及び斑鳩町観光自動車駐車場の管理運営につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、これまで、一般社団法人斑鳩町観光協会を単独選定してきたところであります。

現在の令和4年度から6年度までの3年間の指定管理期間の終了後の、令和7年度以降において、コロナ禍を経て多様化する観光客ニーズに柔軟に対応した受け入れ体制の整備や地域の魅力向上を図り、持続可能な観光地域づくりを実現していくために、公募型プロポーザル方式による選定手続きを実施したいと考えております。また、その際には、町観光協会補助金を財源とする観光振興業務についても、指定管理業務に含めて、一括業務として指定管理者が行うこととする予定であります。

はじめに、1. 公募目的についてであります。2点あげておりまして、①として、民間活力を施設運営、観光振興に活用することにより、「世界遺産 法隆寺」を核とした地域の賑わいづくりや経済活性化をはかり、持続可能な観光地域づくりを推進することと、②として、当該施設の管理運営において、民間事業者等の観光DX導入等の知識や、能力に基づく創意工夫ある提案を求め、観光案内サービスの向上や管理運営費の削減等による費用対効果の最大化をはかることとしております。

次に、2. 業務内容についてであります。施設管理運営業務につきましては、①の観光案内所と三井の観光自動車駐車場における運営や維持管理など、

従来の指定管理にかかる業務であります。その下の観光振興業務につきましては、観光協会が現在、町補助金を財源として実施している観光客の誘致や観光イベントの開催、観光ボランティア団体の支援及び連携等にかかる業務であり、冒頭で申しあげましたように、この業務についても一括業務として指定管理者に任せたいと考えております。

次に、裏面2ページに移っていただきまして、3. 指定管理料についてであります。公募の際に、上限額を設定しますが、金額につきましては、過去決算額等を参考に積算する予定となっております。なお、管理期間内での段階的な削減目標を設定したいと考えております。

また、指定管理料の精算の扱いにつきまして、光熱水費及び修繕料は、従来どおり精算することとし、それ以外の経費については、精算しない方針としております。

次に、4. 指定期間についてであります。現行の期間は3年間ですが、継続実施による民間事業者等の経営能力の発揮を促すために、長期間にわたる提案を受け入れることとし、3年間以上8年間以内としております。

最後に、5. スケジュール予定についてであります。8月上旬に指定管理者の募集公告を行い、申請受付を開始した後、10月中旬に指定管理者の候補者の選定を行い、12月定例会において、指定管理者の指定に関する議案を上程させていただき予定で進めてまいりたいと考えているところであります。

なお、同様に指定管理者制度を導入している斑鳩町文化振興センター、いかるがホールの選定方法につきましては、従来どおり、公募せずに、現在の指定管理者である公益財団法人斑鳩町文化振興財団を単独で選定する手続きをとることとし、選定期間についても前回同様、3年間とする予定で進めております。公募しない理由としましては、当該施設の設置目的に、「地域に根ざした文化の継承や、芸術文化に触れる機会づくり」など公益目的が掲げられており、民間活力の効果と合わないおそれがあることや、また、施設敷地が、JR法隆寺駅南側地区と隣接しており、近い将来、一体的なまちづくり計画を検討する可能性があることなどがあげられます。

これら両施設とも、現状で可能な限り、効率的かつ効果的な施設運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

あげます。

以上、斑鳩の里観光案内所（法隆寺 i センター）及び斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者の選定手続き（案）についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
齋藤委員。

齋藤委員 今ほど、i センターの指定管理制度の話ありましたけれども、現在は、i センターは1階が観光協会と事務室、2階が多目的ホールとして使われておりますけれども、指定管理制度になりましたら、i センターの建物は具体的にどのような、利用してどのように活性化していこうと思われているのか、教えてもらえませんかでしょうか。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生課長 i センターのまず、施設の目的がございまして、観光案内ですとか、情報発信ですとか、多目的ホールの貸付けですとか、そういったものにつきましては、従来どおり守っていただくこととしまして、そのほか、観光振興や、さきほど申しあげました観光地域づくりにつきましては、公募した際にそれぞれの参加者が提案していただいて、その内容を決めていくものであると考えております。

齋藤委員 と言いますと、1階に今、観光協会が入っていますけれども、指定管理者制度をつくっても、そこに観光協会が入るのか、教えてもらえませんかでしょうか。

都市創生課長 こちらにつきましては、公募したのちに、どの事業者、もしくは団体が指定管理者として、選定されるかによって変わってくるかとは思いますが、もし、観光協会ではない、団体や民間企業さん来られた場合は、そちらの事務室として入ることになると思いますし、その先につきましては、さきほど申しあげま

したように、指定管理者が判断されることとなってこようかと思われま

齋藤委員 ということは、観光協会は廃止するのか。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時50分 休憩)

(午前9時57分 再開)

委員長 再開します。 齋藤委員。

齋藤委員 観光協会は民間事業者になったら、事業なくなるから、なくなるかどうかっ
てというのは観光協会が決めるっていう、それは分かりました。

委員長 中川議長。

議長 裏面の指定期間や、令和7年4月1日以降の3年間以上8年間以内ってなっ
ているんやけど、指定するやん、ほんなら、4年目、5年目で解除するとかい
うことができるっていう意味なんかな、どういう意味なんかな。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生 こちらの指定期間につきまして、幅をもたせているっていうことは、募集の
課長 時に幅をもたせまして、たとえば、8年間ないと事業として収益あがらないよ
というような企業さんでしたら、8年間指定してこられると思いますし、今の
観光協会さんでしたら、3年でずっといかれてたので、一旦、先のこと、先の
ことは分からないので、3年間でいわれるところもあるというところで、こ
ういう幅をもたせたようなかたちで募集をしたいと考えているところでござい
ます。

委員長

木澤委員。

木澤委員

町長の施政方針にもこのこと書いてましたんで、本来もっと早くに一般質問せなあかんかったなと思っていたんですけれども、なんで、このタイミングでこれを導入しようと考えはったんですか、今さっき、コロナあけてって話もありましたけれど。

委員長

福居都市創生課長。

都市創生
課長

今のタイミングとした理由なんですけれども、まず、この次の指定管理期間内の状況として、次の3年間ですね、その状況として、令和8年3月にマルシェ宿泊施設のオープンが控えておりまして、このiセンターの機能の充実ですね、集客力の強化とか、このあたりが、求められているということがございます。国の施策で観光DXの取り組みの対応も、各地域で求められているところがございますので、これらについて、費用面の課題、補助金と指定管理料が、現在5千万程度となっておりますので、これが年々増加しているような状況もございますので、費用面の課題も解決しつつも、実現してくためには、現状の単独選定よりも、公募手法による選定のほうが実現性が高いのではないかと考えまして、このような方法で進めてまいりたいと考えているところでございます。

木澤委員

必ず、民間活力の活用を否定するものではないんですけれども、ただやっぱり、心配というか、懸念しているのは、呉竹荘さんがもし応募してきはった時に、町としてどうするつもりなのかなど。そこ、一番ちょっと心配しているんですけれども。やっぱり、ホテルオープンするまでは、見極める必要があると思ってるんですよね。その前にこれ、出してきはったから。そのところは、どう考えてはるんですか。

都市創生
課長

呉竹荘が応募するかどうかにつきましては、これは募集要項等が出てみないとおそらく、会社のほうでも、判断は難しいとは思いますが、もし、呉竹荘さんが申請されるということになりましたら、まずは、町として

は、マルシェ宿泊施設等複合施設のほうのオープンがまずは第一であるという
ような考えはもっておりますので、その点、オープンが、令和8年3月にされ
るといふ確証がないと、指定管理者として、指定するのは難しいのではないかと
いうふうには考えております。ですので、まずは、呉竹荘にマルシェ宿泊施
設のオープンを進めるようにということは、現在も協議を進めておりまして、
そちらのほうは、働きかけているところでございます。

木澤委員 その点、一番心配していたんです。やっぱり、町民のみなさんからも、この
間の呉竹荘のオープンの延期に伴ういろんなことがありまして、それに対する
いろんな声もありますんでね、もしここで新たにプロポーザルで募集して、呉
竹荘さんに決まりましたなんてことになったら、やっぱり住民の理解は得られ
ないと思うんです。そこは慎重にする必要がありますけど、民間活力の活用と
いう点にてついは、否定はしませんので、そこは公平に募集をしていただけれ
ばなと思いますけれど。あと、先ほど来、話がでています観光協会さんです
ね、今回、町長の所信表明で3月にはこの話がありましたけれども、具体的に
観光協会さんに、この話されていて、観光協会さんの反応というのは、どんな
感じなんだろうかな。

都市創生 観光協会のほうに対しましては、公募するにあたりまして、補助金事業につ
きましても、その業務に入りたいという町の考えもございましたので、事前に
課長 業務内容について、ヒアリング等を実施しております。その中でですね、懸念
事項として、観光協会側から言われている内容としましては、過去実績ござい
ます。特に、町内、社寺との密接な関係等を含めそのあたりをどうするのかで
すとか、また、経費削減については、すでに取り組んでいるところと、これ以
上の削減は事業縮小につながるのではないかとかということですか、現在の
各種事業の継続について、心配されているとか、そういった意見が出たところ
でございます。

木澤委員 その中で、今回契約が切れるので、来年度からってということですがけれども、
もう少し伸ばして欲しいとか、そういう話はなかったんですか。

その3年後にするとか。

都市創生
課長 観光協会からそういった話はありませんけれども、公募するにあたっては、観光協会もひとつの事業者となりますので、そういった意見もふまえながらも、町としては、今回、こちら公募の方針を出させてもらったところでございます。

木澤委員 そうしたら、また議案として出てきた時に判断するしかないってことですね。あと、今iセンターを拠点にして活動されている団体さんでいうと、観光協会以外にも、観光ボランティアさんがいらっしゃるかと思うんですけども、これ民間の企業に、指定管理するってことになると、今までiセンターを拠点にして活動されてきた、観光ボランティアさんの活動に影響するんじゃないかなと思うんですけども、そのへんのところは町はどういうふうに考えてはるんですか。

都市創生
課長 観光ボランティアの会さんですとか、斑鳩アイセスさんですとか、観光のボランティア団体に対しまして、こちら資料の裏面ですね、⑥番のところ、一番上の行なんですけれども、⑥にありますように、観光を通じたまちづくりに寄与する人材の育成及び活用というところで、業務内容として、これ入れてまして、現在、観光協会の方でしているような業務につきましては、引き続き、民間事業者が来られた場合にも、当然やっていくということで、考えているところでございます。

木澤委員 今、まあ観光ボランティアさんって、町からも補助金ももらわんと、無料でガイドもひきうけてはるっていうのは、信念でやってはるけれども、こういったことも指定管理を受けた企業さんがやることになって、それはもう無料できちっとやっていただけるという理解でいいんでしょうかね。

都市創生
課長 来られた企業がボランティアガイドをするのではなくて、あくまで、その観光ボランティアの活動を手助けする。例えば、今現在でも電話等で受付とか

されたりもしてると思うんですけども、そういった業務の手助けをするというようなかたちで考えているというところがございます。

木澤委員　だからボランティアそのもの、ガイドそのものではなく、事務的なことをいろいろやっていただいているのを、費用負担が新たに発生したりすることになるのかなと心配するんですけど、そこもやっていただくというのを契約の中に入れるということで、要は無料でやっていただけると理解してよろしいんでしょうか。

都市創生
課長　そのとおりでございまして、今、現在、観光協会でされている業務がどれくらいかかっているのか、事務的な経費がどの程度かかっているのかと、あと、人の割合、人件費の割合でどの程度かかっているのかというのを積算しまして、その額につきまして、今回の公募するにあたっての、事業費のなかには入りたいとは考えておりますので、今までどおり活動していただくことはできると考えているところがございます。

木澤委員　ほかに、私、どんな団体が、iセンター拠点にしたり、関わったりして、活動されているのか分からないので、そのへんについては、やっぱり町として、団体さんときちんと話をさせていただいて、今、おっしゃっていただいたような、団体さんが継続して活動できるような形をとっていただきたいなというふうに思いますので、そのへんお願いしておきます。

委員長　　伴委員。

伴委員　　いろいろ議論聞かせていただいたんですが、スケジュールも8月上旬に申請を受け付けですとか、公告をうつという形になってますわな、スケジュール的に。業務内容、こういうことを、まあいうたら、プロポーザルでそのなかを選定をする、ということは、選定の基準、結局、よりよい観光のまち、斑鳩にしようとするには、絶対に、選定するということは、何かの基準があって、選別される、もし、2社以上になった場合は、絶対なってくると思う。さ

きほども、観光協会さんは、こういうような話も今出ていますと、基準の中に含めて、検討したいと思うという回答があったように、その基準というものを、教えてもらえないかなど。結局これだけであれば、どういう方向性で役場は、斑鳩町は観光を推進していくんやということが、その基準によってよく分かると思いますねん。試験でもこういう科目を出します。それだけじゃないんです。そこで、どんな基準で、合格率はこれくらいにするとか、いろいろありますわね、このへんをポイントにすると、論文形式にするとか、択一にするとかというようなもので、やはり、その基準というものが、選定の基準というものがわかれば、たぶんもう出ていると思うんですけれども、そのあたり、ちょっと教えていただけますか。

委員長

福居都市創生課長。

都市創生
課長

公募型プロポーザルによる提案に関する審査評価基準につきましては、今後、公募の実施要領等を検討していくなかで設定する内容となります。

ですので、現在、まだ詳細については、できておりませんが、資料内のこの、1の公募目的に掲げた内容ですね、こちらを実現するために必要な評価基準が中心になるものと考えております。例をあげますと、①のところで、地域の賑わいづくりや地域経済の活性化をはかり、持続可能な観光地域づくりを行うところありますけれども、この点につきましては、提案内容の波及効果ですとか、その実現性、また、業務実施を行うための人員や組織体制を強化する基準になりますし、②のほうで、観光DX導入および、観光サービスの向上という言葉ありますけれども、この点につきましては、提案内容に加えまして、また、過去の実績ですとか、知識、またその能力を評価する基準になろうかと思われま。

また、②の最後のところで、管理運営費の削減による費用対効果の最大化という点がございますけれども、この点につきましては、提案事業内容と事業費を比較しまして、その費用の妥当性を評価する基準になろうかと、そのあたりを考えているところでございます。

委員長

上田都市建設部長。

都市建設
部長

ちょっと補足させていただきますと、令和3年度の随意契約を観光協会さんと結ばせていただく時にも、施設運営方針、また指定管理者業務水準書は作成して、それを公表しているところでございまして、今回、公募するにあたりましても、今、担当が申しましように、水準書および方針については公表して、それで公募していきたいなと考えているところでございます。

伴委員

今の時点での基準というのは、なんとなくですけれども、分かりました。こういうかたちで比べていく、どちらがどうなのかと。そこで、やっぱり、今も話あったように、実現可能性、良いことはしゃべれたり、書いたりできるけれども、本当に実現できるかどうか、そのあたりも、非常にやっていただいて、なぜかといいますと、やはりこういうかたちになった場合、安定性といいますか、継続性、安定性というのは、斑鳩町に来ていつでも、こういうもてなしがしてもらえる、外国の方から全て含め、止まることのないように、ひとつお願いしたいなと、それだけ今日は言うておきます。私のおもいとしたら、継続、止まらないようにということだけ申しておきます。以上です。

委員長

ここで、10時30分まで休憩します。

(午前10時14分 休憩)

(午前10時30分 再開)

委員長

再開いたします。 齋藤委員。

齋藤委員

先ほど木澤委員からも話ありましたけども、斑鳩の里観光ボランティアの会ありまして、今、観光協会と一緒に観光、お客さんを案内しておりますけども、もう1回確認しますけども、今、観光協会に予約の受付とか、そういうのをやってもらってますけども、そういうのもすべて新しくもし指定管理が変わりましたら、やっていただけるのかどうか、その点教えていただけます

か。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生課長 現在のところ、ボランティア団体の方との関係につきましては、観光協会と確認しまして、仕様書の中にその業務詳細を入れまして、新たな指定管理者にやっていただくように努めてまいりたいと考えております。

齋藤委員 ありがとうございます。もうひとつ気になるのがですね、観光ボランティアの会はですね、無料でお客さんを案内しているんです。今度、観光協会は公の機関、公営というふうな形でもって、公平に扱ってくるから、無料でガイドしているんですけれども、例えば今度、民間の事業者が指定管理になりましたら、観光ボランティアとしては無料でガイドするとなりますと、その企業のために儲けさせるようなイメージになるんじゃないかなど。例えばですね、今、和空さんがですね、宿泊者に法隆寺を案内するときは、職員を、ガイドの職員を採用して、その職員がガイドしております。そのような関係でボランティアの会とですね、ガイドの件でですね、しっかり話をして、やっていただきたいというふうに思いますけども、そのへんのところはどのように考えておりますでしょうか。

都市創生課長 現在も観光ボランティアガイドの方にさせていただいている事業につきましては、実施主体が観光ボランティアガイドの会という位置づけであると思われるので、当然、無料を堅持されたいというご意向であれば、新たな指定管理者もそれを守るようになると思われる。その辺の協議につきましては、また指定管理者が決まりましたら、期間をとってですね、期間内の業務については、団体と運営者が納得できるように協議のほうを調整してまいりたいと考えております。

齋藤委員 あともうひとつ。観光ボランティアの会はですね、ガイドするときは無料、駐車場ですね、貸してもらっているんですけども、その辺のところも新しく指

定管理になったときに、やっていただけるように一緒にお話しいただけるようにお願いします。

都市創生 駐車場の利用につきましては、またその指定管理者との協議になりますので。駐車場につきましては、現在、呉竹荘が管理しているところでございますので、呉竹荘との協議になりますので、現在やっている条件につきましては、呉竹荘との協議で問題ないと思われま。

齋藤委員 ということは、呉竹荘になったら今までどおり変わらないと。今までどおりで変わらないと理解しておきます。あともうひとつですけれども、先ほど呉竹荘のですね、工事がですね、令和7年5月までに工事が、再開が、始まらないと、始まるというふうに聞いておりますけれども、それとの兼ね合いというか、指定管理のほうが、先に指定管理が決まってしまう、もし万が一、呉竹に決まった場合、工事が再開が遅くなる、後になる、後になって確認する、その辺のところの整合性というか。呉竹に決まりました、しかし工事の再開は始まりませんので、ということにならないようにだけは、きちりと見ていただきたいと思ひますし、どのような形でもってそこを確認するのか、教えてもらえませんか。

都市創生 呉竹荘が開業するマルシェ宿泊施設等につきましては、当然、確実な開業をされるというのが、指定管理者を受け入れるにあたっての大きな条件になると思われまますが、この工事着工より以前にですね、当然建築確認ですとか、融資の執行ですとか、そのあたりの確認で、工事着手されるかどうかというのはある程度判断できるものと考えておりますので、今も、毎月定例的に協議を行っているんですけれども、その中で実施の実現性につきましては、町のほうでしっかりと確認を行ってまいりたいと考えております。

齋藤委員 あともうひとつ。プロポーザルされてですね、民間の事業者になった場合に、今の観光協会の職員の処遇について、新しい指定管理になったところに対して、きちと見てもらうような話は、指定管理の条件の中には入れていただ

くことは、いただくようお願いしたいと思いますが、その辺のところはお考えはいかがでしょうか。

都市創生課長　もし、公募して指定管理者が選定される際にですね、観光協会ではない企業ですとか、団体が指定管理者になるということになりましたら、観光協会の職員が希望すれば、引き続き雇用が継続できるように、事業者募集の仕様書のほうにですね、現職員の雇用に配慮することなどの条件を明記したいと考えているところがございます。

齋藤委員　話が前後しますけども、観光ボランティアの会がですね、民間の事業者の下ってというか、中でもって無料でガイドするということで話し合いが合わなかった場合、観光ボランティアの会が、町が窓口となってやってもらうというようなことは検討の余地があるのかなのか、その辺のところも教えてもらえないでしょうか。

委員長　上田都市建設部長。

都市建設部長　今、公募の目的といたしましては、先ほど課長のほうが申しましたように、地域の賑わいづくりや地域経済の活性化をはかり、持続可能な観光地域づくりという点について公募を目的としているところがございます。今、無料、いろんなこれからの協議、新しい事業者となった場合、協議ということにつきましては、その目的の観点からいろんな調整は町としても図っていきたいと思いますし、ただ、必ず今あるものがそのまま残るというよりも、やはり効果的な、また収益が求められるような観光について検討してまいりたいと思いますので、ご理解よろしく願いいたします。

委員長　ほかにございませんか。

(な し)

委員長

次に、（６）水道事業の県域一体化について、理事者の報告を求めます。
岡村上下水道課長。

上下水道
課長

それでは、水道事業の県域一体化について、ご説明申し上げます。

第４回奈良県広域水道企業団設立準備協議会開催されましたことから、その内容についてご報告させていただきます。

まず初めに、前回、令和６年３月の建設水道常任委員会で質問がありました事項についてご説明申し上げたいと思います。後ろになりますが、資料７－２をお願いいたします。

水道の料金についてであります。前回の委員会で事業統合後の統一料金について、斑鳩町の現在の料金との比較を、口頭により説明させていただいたところでございますが、実際の料金がイメージしやすいよう、それぞれの表を整理したものを作成させていただいております。

上段に統一料金及び斑鳩町の料金を用途別、口径別の料金を示しているところでございます。下段の表は、一般家庭で使用される水道料金について、統一単価と、町単価の比較となっております。真ん中のほうですね、口径２０mmの部分で、赤色で表示されています部分につきまして、口径２０mmで使用水量が０立方メートルと１立方メートルの場合のみ、使用された場合のみ、料金が下がらないこととなります。ただし統一料金において値上がりする場合は、経過措置により５年間は従前の単価で請求されることとなります。

また、料金が値下げとなる例としましては、一般的な家庭で多い口径２０mmで２０㎥使用の場合は、消費税込みで５９４円値下げとなります。その他の部分につきましても、一般家庭の事例においてはすべて値下げとなっている状況をしめしているところでございます。

次に資料７－３をお願いします。水道供給単価比較でございます。前回の委員会で、県域一体化に参加した場合と参加しなかった場合を比較できる推計についてご質問いただいておりますことから、当該資料により説明させていただきます。供給単価は、使用者の方々からいただく水道料金の１立方メートル当たりの平均単価であり、水道料金は供給原価に建設費や人件費などの必要経費を上乗せして算定する総括原価方式により定めております。水道事業経営にお

いて重要な指標でございます。

県域一体化に参加した場合としなかった場合の推計の比較として、灰色で示しています線が、町が一体化に参加せず単独経営の場合、赤色で示しています線が、令和5年2月の統一単価となっております。この統一単価でのシミュレーションに物価上昇等を反映されて作成されたものが、青色の線となっております。これらの3つを比較しまして、5年ごとの単価改正料金が低く抑えられるといったところで、町が単独経営よりも、県域一体化に参加した方が料金面でメリットがあることが確認できるといったところでございます。

続きまして、第4回奈良県広域水道企業団設立準備協議会について、ご報告させていただきます。

資料7-1をご覧ください。1ページと2ページになりますが、水道料金の内、大淀町の別料金設定についてでございます。令和4年10月実施の試算結果において、水道料金の大幅な増加がみられた大淀町につきましては経過措置として、最長30年間、別体系で水道料金を設定するセグメント会計となっておりますことから、現行の料金体系を踏襲した料金単価設定とれているところでございます。

次に、3ページをお願いいたします。料金以外の住民負担、加入金等でございますが、基本計画において、給水世帯や給水装置事業者等から、徴収する加入金等は、統合時に統一することを基本としつつ、令和5年度中を目途に整理することとなっていましたことから、今回案が示されたところでございます。

口径別の加入金は令和7年の統合当初、統一される料金でございますが、斑鳩町では一般家庭で使用される口径20mmでは、31万円に対し統一単価22万2千円となり8万8千円の減額となります。また、すべての口径において差はあるところですが、約6万円から80万円の減額になるところでございます。また、加入金の徴収の取り扱いにつきましては表のとおりとなっており、斑鳩町の取り扱いと変更はございません。

次に、4ページをお願いいたします。工事負担金案でございますが、水道事業以外の事業の工事に起因して必要となる水道施設の移設等の工事に際し、当該工事の原因者から徴収することとなります。その原因となる工事内容、工事負担額が示されております。

次に手数料案でございますが、一体化後の統一料金について種別ごとに示されております。斑鳩町では現在、閉栓・開栓手数料、中止手数料を徴収しているところではありますが、一体化後は廃止となるといったところでございます。

次に、5ページをお願いします。水道料金の減免案でございます。令和7年度から、漏水減免を統一する内容が示されているところでございます。減免対象は発見困難箇所、メータボックス内の漏水、受水槽の発見困難箇所の漏水、災害による漏水となっています。斑鳩町においても、減免対象は同様となっております。中段に減免対象水量の算出方法が示されております。

下段の廃止項目については、斑鳩町では実施していないところでございます。

次に、6ページをお願いします。水道料金の軽減案でございます。現在、斑鳩町で適用はありませんが、県域一体化後は、水道利用促進として、地下水利用から、上水道利用へ転換する場合の水道料金が軽減されるとされています。下段に示されております、その他案でございますが、斑鳩町においては、業務諸費として、事務費と通水費を徴収していますが、事業統一後は徴収しないこととされています。

次に、7ページをお願いいたします。各構成団体からの一般会計からの繰出金についてでございます。斑鳩町においては、①地方公営企業繰出基準の繰出対象とされる経費のうち、イの本来一般行政の責任により負担すべき経費として、消火栓の設置・維持に要する経費、出向職員の人件費に係る児童手当の支払いに要する経費が繰出金の対象となります。

8ページをお願いします。繰出金の具体的な内容案となっています。事務手続き案として、企業団の発足後、団体ごとに企業団と繰出に係る覚書を締結し、経費の算出方法を規定することとなります。

9ページをお願いします。今後のスケジュールでございますが、7月下旬に協議会を開催し、企業団規約案、基本計画改定版案が示されます。

次に各構成団体の9月議会で企業団設立議案等の提案、協議会より国に対し一部事務組合設立許可の申請、また、11月には一部事務組合が設立となります。

その後、各構成団体の議会において関係条例等の廃止議案などが提案され、

国又は県への水道事業廃止許可申請、企業団議会への関係議案の提案、協議会より国への事業認可申請・交付金要望という流れにより、令和7年4月に事業統合される予定となっております。

以上、水道事業の県域一体化についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
木澤委員。

木澤委員 まず、資料は、比較して見やすいやつ、つくって頂いてありがとうございます。あと、7-1の資料の9ページのスケジュールのところ見させていただきますと、議会への条例関係等については11月以降となっているので、だいたい12月議会に条例改正が出るというふうに考えておいていいのでしょうか。

委員長 岡村上下水道課長。

上下水道 課長 そのとおりでございます。もし遅れましても3月ということ考えているところでございます。まず各議会ですね、9月議会で企業団設立議案等を提案させていただきますまして、11月に一部事務組合が設立されまして、12月等で各議会へ関係機関等提出するということとなっております。

木澤委員 総務部長、ちょっと聞きたいんですけど、設立議案とはどういうものになるのでしょうか。

委員長 西巻総務部長。

総務部長 想定しておりますのは、この企業団が出される規約等の関係の議案なのかなというふうに考えております。

木澤委員 じゃあ9月議会が一発目ということ考えておきます。それと、今後企業団にもしなったとして、料金を2年か3年ごとに見直していくとなっていると思

うんですけど、これ、料金改定をするのにどういう決め方をするのかというルールというのは、この今の準備会の中で協議はすでにされているのでしょうか。それかこれからなんでしょうか。

委員長 岡村上下水道課長。

上下水道課長 まず料金改定でございますが、毎年経済情勢等を見ながら確認をしていくというところで、5年に1回単価改正を見なおすというところとなっています。

次に、料金の改定になる場合の決め方でございますが、そちらにつきましては、まず三つ指標ございまして、収益的収支が期間中、年度内で黒字を確保という指標ですね、まず次の2番目に、資金期末残高、期間中の1年相当分につきまして、給水収益相当以上を確保するといったところでございます。

次に、指標の3が、企業債期間中の給水収益の3倍以内といったことを基本としまして、これらを算定しながら料金の上がるといったところの検討をしていくということとなっております。

木澤委員 企業団の中で料金改定の委員会みたいなのをつくっていくんですけど、きちっと構成団体の意見が反映されるのかどうかというシステムになっているのかどうか確認したいんですけど。

上下水道課長 まず、この金額のこういった料金等が決まる、こういった状況で決まってくかという中で、まず、担当で財政部会等が開かれまして、その次にそこで整理されました内容を幹事会というところで、そこではわれわれですね、町の職員が説明を受けます。そこでまず意見等を出ささせていただきますと、その後、首長等代表で組織されております検討部会、そちらの方にかけて、そちらの方で了承されました内容につきまして、最後に協議会で承認するといったことになっておりますので、今後も同様の組織体系にはなってくると思いますので、そちらの方で意見等ですね、反映されるための意見等はできるのかなということと考えております。

委員長

ほかにございませんでしょうか。

(な し)

委員長

それでは、こちら(6)番につきまして閉じさせていただきます。
他に、理事者側から何か報告しておくことはございませんか。
手塚建設農林課長。

建設農林
課長

それでは、町有地(町営住宅正隆寺団地跡地)の売払いについて、ご報告させていただきます。

令和5年12月の本委員会でご報告いたしました、興留2丁目地内、町営住宅正隆寺団地跡地の町有地売払いの一般競争入札の入札結果についてであります。入札参加申込期限までに、4件の申し込みがあり、3月25日に実施した入札において、4件の応札となり、1,713万円で、株式会社アルデが落札されました。

予定価格につきましては、970万円で設定しておりましたので、700万円程度上回る落札額となっております。

入札後、落札者と土地売買契約を締結し、既に土地の所有権移転登記、売買物件の引き渡しは完了致しております。

以上で、町有地(町営住宅正隆寺団地跡地)の売払いにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、2.各課報告事項については終わります。

次に、3.その他について、各委員から質問や意見等がありましたらお受けします。 中川議長。

議 長 iセンターの呉竹荘が管理する駐車場料金について。この駐車場料金を変更するにはどのような手続きがいるのか教えといていただけますか。

委員長 福居都市創生課長。

都市創生 現在の法隆寺 iセンター横の駐車場につきましては、大型バス2, 800円で普通乗用車500円と値段設定されておりますが、こちらは、町がマルシェ宿泊施設等の事業者誘致事業の募集要項上で、設定した単価となっております、その提案額どおりで呉竹荘が出されてきたということでございます。この単価についてもし変更したいということであれば、当然未来永劫この単価というのは物価上昇等ございますので難しいと思われまますので、呉竹荘側からですね、町のほうにこの単価にしたいという協議をあげていただきまして、その価格が町が近隣の状況ですとか、物価上昇等を勘案して問題なければその単価について協議で許可するという形にはなるのかなと思っております。

議 長 それと次2点目、変わりますねんけど、岡本地区でもう3年ぐらいになるのかな、許可の出せない太陽光パネル、この委員会でも再三とは言わんけど、2回ぐらい質問させてもおたけど、今、県の対応待ちです、で終わって、それから1年以上経つねんけど、そもそもあの風致地区で太陽光パネルが設置できないというのは町の条例なんか、県の条例というか、どちらの権限で許可してるんやろ。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林 現在のソーラーパネルの違法につきましては、まず農地法違反、農業振興地域整備計画違反の2点でございます。こちらにつきましては、許可権者が県になりますから、県のほうで指導の方行うということなんですが、以前からこちらの委員会で質問いただいておりますとおり、町といたしましては一定の町の農業委員会での指導は行ったうえで、県に違反転用として申し入れを入れてお

りまして、県の動きがなかなか活発でないことから、毎月毎月県の担当者に対しては、その状況、状況等を確認しているところですが、県におきましてもなかなか指導まで進んでいないというのが実情でございます。

議 長 たぶんあれ設置してから3年近くになるかなと思うんですけども、結局は3連休とか4連休のある時に、先に段取りしといて、役所が休みの日につくってしまったら、そんでできるやというようなことになりかねへん。なんで県は違反転用っていうか違反で設置しているものを、なんでしっかり話してくれへんのか、逆にできたものはそれでええのかな、と思うねんけどもね、たぶんできたものはしゃあないねやろね。どうでっしゃろ。

建設農林課長 違反転用につきましては、決してそのようなことではございません。以前からの流れで言いますと、町が指導したその後、違反者のほうがちょっと長期の入院に入るということで、1年間程度ずっと入院されていたので、指導が継続できなかった。その後におきましても、県におきましては熱海の盛土の関係の調査等々、県内部の事業が立て込んでおり、なかなか指導までできなかったというところでございますが、その中で県の担当者の異動もございまして、町といたしましては、どのような理由であれ早急に対応していただきたい旨はお伝えしているところでございます。

議 長 つくったら、したらええねんということのないように、しっかりと県に再三対応してもらえるように、またお願いしていただきたい、そのように思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 私から1点。上下水道の舗装が、舗装の件ですね、舗装の厚さが薄かったという件があったと思うんですけど、それでたぶん業者にはペナルティがかか

って、けが人等はなかったと思うんですけど、1年ぐらいで舗装が駄目になってというところで。その例えばですね、今回けが人がなかったんですけど、けが人があった際というのはどこが責任、業者が責任をとるのか、町が責任をとるのか、そのあたり教えていただいていた方がいいですか。 岡村上下水道課長。

上下水道
課長 現在ですね、そちらのほうの舗装工事につきましては、業者等から顛末書とかも出てきまして、手直しするということで話になっておりまして、その中において、施工不良であるというのは業者のほうで確認し、手直し工事をする
ことで協議が進んでおりますことから、手直し工事するまでの間、それに起因する事故等がありましたら、維持管理等も含めて施工業者の責任において対応していただくということになると考えています。

委員長 住民さんって誰がどうやって、けがした場合というのはたぶん町に来ると思うんですけど、そのあたりの対応というのはしっかりされるという認識でいいんですか。

上下水道
課長 その場合は委員長おっしゃるように、まず町のほうに連絡が入ると思いますので、そうになりましたら施工業者に連絡して対応するといったことになり
ます。

委員長 色々検討していただいていると思うんですけど、今回たぶん検査がどうか
わからないですけれども、検査が通った後に、工事が終わって1年後に発覚した
ということで、検査の方法であったりとか、町がしっかり管理しているよという
ところだけは、今後住民さんが変に思わないようにしっかりしていただいで
すね、町も町で、町を守れる方法を取っていただければなと思うんで、よろし
くお願いしたいと思います。今、その検査ってまだ発表できる段階ではないん
ですか、従前どおりとか、検査方法について。 手塚建設農林課長。

建設農林
課長 検査もそうですが、まずは再発防止が必要だと思ひまして、再発防止の対策
といたしましては、まず検査におきましては検査員会議を開催し、検査体制の

強化、検査の実施方法の再検討を話し合い、再発防止に向けて検査を強化してまいります。

また、工事監督職員におきましても、現場における各工程の出来高の確認、施工の品質等の確認を徹底してまいります。また、請負業者に対しましても、現場代理人、主任監督員、主任技術者、管理技術者等が選任されていることから、工事の施工管理、品質管理がきちり履行されるよう指導徹底してまいりたいと、このような形で再発防止を防いでいきたいと考えているところでございます。

委員長 引き続き徹底していただいて、再発防止に努めていただきたいと思います。ほかよろしいでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、その他についてはこれをもって終わります。次に、継続審査について、お諮りします。お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会します。

お疲れ様でした。

(午前11時06分 閉会)